

質問に対する回答書

令和6年 4月30日

質問者 様

甲賀市長 岩 永 裕 貴

(公印省略)

担当 建設部建設管理課

工事名 令和5年度 第150号 甲賀スタジアムスコアボード改修工事 (設計・施工)

質問事項

番号	実施要領等の該当項	質 疑 事 項	回 答
1	実施要領6 参加資格 (8)	完了実績について、「製作及び設置工事」と記載ありますが、「製作」とは現地にてスコアボードの設置組立てを行い完成品として提供することの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施要領6 参加資格 (8)	完了実績について、物品供給契約書にて取交しをした完了実績を工事実績調書へ記載させて頂いても問題ございませんでしょうか。こちらは元請にて本件同様のスコアボードの設置作業も含む形の契約となっております。	物品供給契約であっても、参加資格(8)の工事実績と同等であると確認できる場合は工事実績とみなします。
3	実施要領6 参加資格 (9)	技術者資格について1級施工管理技士との記載がありますが、同等の工事監理の資格である監理技術者(通信)の資格を有する者を配置技術者として認めて頂くことはできますでしょうか。	実施要領に記載のとおりです。

4	様式4 別紙1	技術提案書について「副本について提案事業者名が特定できるものは排除すること」と記載がありますがメーカー名も記載しないようにするという認識でよろしいでしょうか。また、別紙1 審査基準に「市内業者の活用」とありますが、市内業者の会社名は技術提案書の副本に記載してもよいのでしょうか。	提案事業者が特定できるものとしており、LED機器等のメーカー名の記載は可能です。ただし、自社やグループ会社等の関連会社が製造している場合は、「自社製造」や「グループ会社製造」のように提案事業者が特定できないように配慮してください。 市内業者の会社名についても、上記と同様の扱いとしてください。
5	特記仕様書 IV	施工条件について、本工事期間中において作業が行えなくなるような近接工事がありますでしょうか。（工事期間中に他業者が工事する為、工事できない期間があるか）	同期間に甲賀スタジアムにおいて、更衣室・トイレの改修工事を予定しています。V. 特記事項6のとおり協議・調整を十分行い、工事の円滑な進捗を図ってください。 また、水ロススポーツの森内において、水ロススポーツの森管理棟外建築工事、多目的グラウンド人工芝改修工事、テニスコート照明設備設置工事、陸上競技場防水改修工事、トイレ改修工事を行う予定をしています。搬入出等で園路を使用する場合には調整が必要となる場合があります。
6	実施要領6 参加資格 (8)	「過去10年間にスポーツ施設の大型映像装置（フルカラーLED方式を用いて情報発信するための装置で表示部面積が50㎡以上のもの）の製作及び設置工事の完了実績（以下、「工事实績」）を有するもの。」とありますが、弊社は当該機器設計（システム制作含）・施工（工事实績）および保守実績がございます。つきましては、弊社は製造メーカーではございませんが、要件を満たすものとしてよろしいでしょうか。	質問1のとおりであり、製造メーカーに限定したものではありません。
7	特記仕様書 III 3. (3)	④5000cd/㎡以上（白表示、初期値）について 白表示・・・ ①表示パネルの表示面積全部を同時に白色に点灯させること ②表示パネルのうち、一部を白色に点灯させること ①②のどちらか、もしくはその他の定義であるか。 初期値・・・ ①現地設置後の点灯試験時の値 ②製品出荷時の工場検査時の値（現地では試合使用に支障	白表示とは表示パネルのうち一部を白色に点灯させた場合を想定していますが、全表示パネルにおいて輝度が保証されるものとします。 初期値とは製品出荷時の工場検査の値であり、工場出荷時の輝度出力が可能な設定で納入されると想定していません。

		<p>のない輝度でよい) ①②のどちらか、もしくはその他の定義であるのか。</p>	
8	<p>審査基準 (別紙1) 維持管理計 画</p>	<p>1 1 ランニングコスト・ライフサイクルコスト 運営・維持コストは低く抑えられるか(電気料、点検費、その他)について スコアボード一時間当たりの電気料でよいでしょうか? また、計算には契約電気料単価が必要になります。公平性を期すために、料金単価を開示していただけないでしょうか。またその他とは、どんなものが該当するのでしょうか。 部品の費用の場合、経過年数で価格が変更になる場合がございます。また、納入後何年までの金額提示が必要でしょうか。</p>	<p>電気料は年間稼働時間を500時間とし、15円/kWhとして年間費用を算出してください。</p> <p>「その他」とは、提案されるスコアボードの運用において通常必要となる費用で電気料と点検費以外で該当するものです。例えば、保守契約を行う場合はその契約費用が必要になり、サポート体制により必要になる費用が異なる場合や部品等の交換が必要になる場合が考えられます。</p> <p>納入後15年間に通常必要となる年間維持管理費用を算出してください。また、交換が必要となる部品等がある場合はその単価及び交換費用(公告日時点の価格)を算出してください。</p>